

令和5年度未来の技能者育成事業概要

1 実施目的

技能者の高齢化や若者のモノづくり・技能離れが進む中、モノづくり産業等における人材確保や技能継承が課題となっている。

このため、児童生徒段階からモノづくりへの関心を高める取組みが必要となっており、「ものづくりマイスター」等熟練技能者を県内小中学校等に派遣し、児童生徒のモノづくりへの関心を高める事業を実施する。

2 事業主体

岐阜県労働雇用課（岐阜県職業能力開発協会へ業務委託予定）

3 事業概要

厚生労働省「ものづくりマイスター」等各業種の熟練技能者を県内小中学校等に派遣し、当該業種の魅力を伝える体験授業を実施する。

(1) 実施日数・時間数・実施職種・会場

- ① 1校当たりの体験授業日数は1日とし、実施時間は2時限以上とする。
- ② 1校当たりの実施職種は6職種を目途とし、児童・生徒が複数の業種が体験できるよう少なくとも2職種以上を実施する。
- ③ 会場は実施校の校舎・体育館等とする。ただし、実施校と調整のうえ、体験授業を効率的に実施できる会場を使用することも可とする。

(2) 講師

ものづくりマイスター等モノづくりに関して優れた技能、経験を有する者

(3) 費用負担

児童生徒の参加費は無料とする。講師費用・材料費・保険等は事業主体が負担する。

(4) 実施校の選定

年間10校以上の県内小中学校等で実施する。

実施希望校は事業委託先（岐阜県職業能力開発協会）に申込みを行うものとする。

実施希望校多数の場合は、地域バランス等を加味して県で実施校を選定する。

(5) 実施職種及び講師の決定

実施校決定後、岐阜県職業能力開発協会が実施校と協議を行い、実施校の意向や地域の産業動向も踏まえたうえで、実施職種及び講師を決定する。

(6) 当日の運営

体験授業が円滑に行えるよう、岐阜県職業能力開発協会と実施校が会場設営、進行等に工夫を行うとともに、当日は講師以外に実施校との連絡窓口となる実施責任者を派遣する。

(7) アンケートへの協力

体験授業の検証および今後の技能者拡大方策を検討するため、実施校の児童生徒、教員（あるいは学校）からアンケートを実施する。

4 派遣職種例

左官、建築大工、かわらふき、電子機器組立て、機械加工、ロボットプログラミング、畳製作、広告美術仕上げ、和裁、家具製作、貴金属装身具製作、印章彫刻、菓子製造、フラワー装飾、園芸装飾 など